

【フィリピン】フィリピン知財庁（IPOP HL）、「商標、サービスマーク、商号およびマーク／スタンプ付き容器に関する規則・規定（2023 年）」を公布について

2023 年 1 月 18 日

ジェットロ・シンガポール事務所

ジェットロ・シンガポール事務所より、フィリピン知財庁（IPOP HL）、「商標、サービスマーク、商号およびマーク／スタンプ付き容器に関する規則・規定（2023 年）」を公布のお知らせです。

IPOP HL は、Memorandum Circular No. 2023-001、すなわち「商標、サービスマーク、商号およびマーク／スタンプ付き容器に関する規則・規定（2023 年）」を公布した（2023 年 2 月 1 日施行予定）。

主な重要な変更点は以下のとおり。

- 立体商標に加え、他の非伝統的商標（色、動き、位置及びホログラムに関する商標）が認められようになった。出願に際しては、様々な視点からの見え方、明確で正確な一連の静止画像、商標の配置を示す図面等を提出する必要がある。
- 所定の形式で定義されていないが派生的意味を有する色の商標については、一般的な表現による色合いの説明とサンプルカラーの提出が必要となる。国際的に認知されているカラーマッチングや識別システムから指定して提出することも可能。
- 認証マークは団体商標とは別に定義され、区別されている。前者は、地域的・地理的な特徴や、あるグループや団体のメンバーにより労働やサービスが提供されたことを認証するため、保有者の許可を得て使用されるマーク。後者は、団体商標の登録保有者の管理のもとで当該標章を用いる異なる事業者の商品やサービスの品質を含む、原産地や共通の特徴を識別可能とするものである。
- 実際の使用に関して受け付ける証拠のリストが改訂された。
- 2 カ月以内に居住代理人の指定書または委任状を提出するよう求める通知が出される場合があり、従わなければ申請が放棄されると明記された。
- IPOP HL 所定のフォームの使用が義務付けられた。

情報公開日

2023 年 1 月 10 日

URL 等

<https://drive.google.com/file/d/1me5UipBIHR5NbGHB8yyzpJ8VDdjpGI0L/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。